

令和6年度 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定講習会 ご案内

被災建築物応急危険度判定活動は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としており、東北地方太平洋沖地震や熊本地震、また令和6年1月に発生した能登半島を震源とする地震でも、多くの被災建築物の判定活動が実施されました。

本県では、広域にわたる南海トラフ巨大地震が予測されており、発災後の判定活動を円滑に実施するため判定士の確保が必要であることから、判定活動を現場で行う技術者を和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」）として認定する事業を行っています。なお、判定士は判定活動に伴う補償などの制度の適用を受けることが出来ます。

つきましては、下記のとおり講習会を開催しますので、受講されますようご案内します。

なお、すでに認定登録済みの判定士（更新の方を含む）は、必ずしも当講習会を受講する必要ありません。

[主催] 和歌山県

[会場・日時等]

番号	講習日	講習会場	定員	申込締切
1	令和6年11月26日 (火)	和歌山県民文化会館 5階 大会議室 和歌山市小松原通り 1-1	60名	11月5日(火)
2	令和6年11月27日 (水)	和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室4 田辺市新庄町 3353-9	30名	

※講習時間は、13:30～15:15までとします。（受付13:00から）

[受講資格] 一級建築士、二級建築士、木造建築士（県内在住若しくは在勤者に限る）

※建築士試験合格後、登録申請中又は登録見込みの者も含む。

[受講料、テキスト] 無料

[受講票の発行] 受講していただける方には、受講票を発行します。また、定員等の関係で受講していただけない方には、その旨連絡いたします。

[認定登録] 応急危険度判定士の新規登録の受付を当日行いますので、下記のものを受講日までにメールにてご提出ください。認定申請書は受講票に添えて送付します。（建築住宅課ホームページよりダウンロードも可）

①顔写真データ 6ヶ月以内に撮影した写真（正面、無帽、無背景）
明るく鮮明な写真（カラー写真）
ファイル形式：jpeg、jpg

②建築士免許証の写し

地震被災建築物応急危険度判定士登録証は、後日送付します。

[認定登録手数料] 無料

[講習会プログラム]

講習時間	内 容
13:30~13:35	開会挨拶
13:35~14:00	応急危険度判定制度の概要
14:00~15:00	ビデオ上映（応急危険度判定マニュアル、調査の流れ）
15:00~15:15	判定士認定登録他

[受講申込方法] 受講希望者は、申込み用紙に必要事項を記載のうえ、メールにて下記に申込みください。

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 建築住宅課（担当：池奥）あて

メールアドレス：e0808002@pref.wakayama.lg.jp

TEL：073-441-3184

令和6年度和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定講習会申込書

和歌山県 建築住宅課 あて

令和 年 月 日

申込者

連絡先

フリガナ

TEL () -

氏名

携 帯 () -

住 所 〒 -

メールアドレス（必須）

1. 建築士免許 1級 ・ 2級 ・ 木造 登録番号 第 号

2. 建築士試験合格後、登録申請中又は登録見込みの者

3. 市町村長が推薦する職員

（該当番号等に○を記入して下さい。）

1. 応急危険度判定認定登録番号 第 号 （判定士として登録済みの方のみ記入して下さい）

希望講習日： 1. 令和6年11月26日（火）和歌山県民文化会館 [和歌山市]

2. 令和6年11月27日（水）和歌山県立情報交流センターBig・U [田辺市]

（希望日番号に○を記入して下さい。）

※記入いただいたメールアドレスに受講票を送付させていただきます。